



第44回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2023年6月23日（金曜日）
午前11時
（受付開始 午前10時30分）

場所 栃木県宇都宮市上大曾町492-1
ホテル東日本宇都宮
3階 大和の間

議案	第1号議案	剰余金の配当の件
	第2号議案	取締役6名選任の件
	第3号議案	監査役4名選任の件
	第4号議案	補欠監査役1名選任の件
	第5号議案	会計監査人選任の件
	第6号議案	取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

<ご案内>

ご送付している書面は、法令および当社定款の規定に基づき電子提供措置事項から一部項目を除いておりますが、目次、項番、参照ページなどは電子提供措置事項と同一としており、連番となっていないことをご了承ください。

目次

第44回定時株主総会招集ご通知
株主総会参考書類
事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告

- ・株主様へのお土産のご用意はございません。
- ・無料送迎バスの運行は行いません。

元気寿司株式会社

証券コード 9828

証券コード 9828

2023年6月2日

(電子提供措置の開始日2023年5月31日)

株 主 各 位

栃木県宇都宮市大通り二丁目1番5号

元 気 寿 司 株 式 会 社

代表取締役会長兼社長 藤 尾 益 雄

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第44回定時株主総会招集ご通知」及び「第44回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.genkisushi.co.jp/corporate/ir/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「元気寿司」または、「コード」に「9828」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいようお願い申しあげます。

なお、本招集通知につきましては、法令及び定款の定めに基づき書面交付請求をされた株主様に送付する交付書面をすべての株主様に対して送付することとしております。

また、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月22日（木曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日(金曜日) 午前11時00分(受付開始 午前10時30分)
2. 場 所 栃木県宇都宮市上大曾町492-1
ホテル東日本宇都宮 3階 大和の間
3. 目的事項
報告事項
 1. 第44期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第44期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件
- 第6号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

以上

■株主総会に関するご留意事項

- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、掲載している各ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付された株主様に送付する交付書面には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表なお、本招集ご通知に掲載する連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部です。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎当日株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎JR宇都宮駅及び元気寿司東武店と会場間の無料送迎バスの運行は行いません。
- ◎お土産のご用意はございません。
- ◎定時株主総会終了後、ご出席された株主様と当社役員との懇親の為に、懇親試食会を予定しておりますが、食品ロス削減の観点から、お寿司は以前の食べ放題のスタイルでなく、1人前セットの提供とさせていただきます。
- ◎ご来場されるご予定の株主様につきましては、同封の返信用ハガキのご返送をお願いいたします。準備の為、誠に申し訳ございませんが6月9日(金)までにポストにご投函ください。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2023年6月23日（金曜日）
午前11時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

○○○○○○○ 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX年XX月XX日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

ログイン用QRコード

見本

XXXXXXXXXX-XXXX-XXXX

XXXXXXXX

○○○○○○○

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、4、5、6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

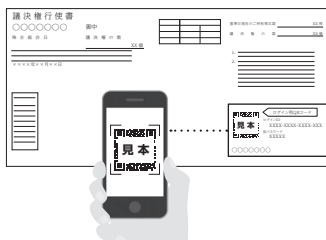
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

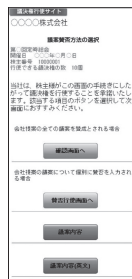
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

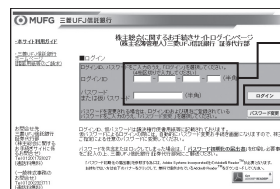
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

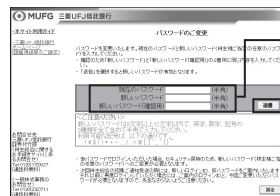
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元を、経営上の重要課題の一つとして認識しており、株主資本の充実を図るとともに、安定的な配当及び株主優待券の発行を継続して行うことを基本方針としております。

また、内部留保資金は、店舗の新設及び改装など将来の利益に貢献する有効な投資資金として活用し、今後も厳しい競争に勝ち抜くための取り組みを継続してまいります。

当期の期末配当におきましては、当期の業績、投資計画、財政状況を勘案し、1株10円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき10円 総額88,273,710円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月26日

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（6名）が任期満了となります。つきましては、取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	ふじおみつお 藤尾益雄	代表取締役会長兼社長	再任
2	あずま 東光法	取締役専務執行役員	再任
3	ふじおみつぞう 藤尾益造	取締役	再任
4	いわたにひろのり 岩谷博紀	取締役	再任 社外 独立
5	すずきやすゆき 鈴木康之	執行役員	新任
6	おかもとふみよ 岡本二美代		新任 社外 独立

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ふじおみつお 藤尾益雄 (1965年6月14日生)	2000年6月 (株)神明(現(株)神明ホールディングス) 常務取締役 2003年6月 同社専務取締役 2007年6月 同社代表取締役社長(現任) 2013年6月 当社取締役 2013年11月 カップ・クリエイトホールディングス(株)(現カップ・クリエイト(株)) 代表取締役会長兼社長 2014年5月 同社代表取締役会長 2014年6月 当社取締役会長 2017年12月 (株)スシローグローバルホールディングス(現(株)FOOD & LIFE COMPANIES) 取締役 2019年6月 当社代表取締役会長 2022年9月 当社代表取締役会長兼社長(現任)	0株
(取締役候補者とした理由) 藤尾益雄氏を取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しておりますので、当社を取締役として適任と判断し、取締役候補者といたしました。			
2	あづま みつのり 東光法 (1963年4月19日生)	1987年4月 トーヨーサッシ(株)(現(株)LIXIL) 入社 2015年10月 (株)LIXIL執行役員 LIXILジャパンカンパニー営業開発本部特需販売促進部長 2018年1月 (株)ウェルネスフロンティア入社 2020年11月 (株)神明ホールディングス入社 執行役員新規事業創造本部長兼新規事業創造部長 2021年6月 当社取締役 2022年6月 (株)神明ホールディングス取締役(現任) 2022年9月 当社取締役専務執行役員(現任)	0株
(取締役候補者とした理由) 東光法氏を取締役候補者とした理由は、これまで複数企業において管理職を務めており、これらを通じて培われた豊富な知識とビジネス経験を有しておりますので、当社を取締役として適任と判断し、取締役候補者といたしました。			
3	ふじおみつぞう 藤尾益造 (1970年5月28日生)	2007年6月 (株)神明(現(株)神明ホールディングス) 取締役 2011年6月 同社常務取締役 2015年4月 (株)神明ホールディング(現(株)神明ホールディングス) 取締役 2017年6月 当社取締役(現任) 2022年6月 東京中央青果(株)専務取締役(現任)	0株
(取締役候補者とした理由) 藤尾益造氏を取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しておりますので、当社を取締役として適任と判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	いわたに ひろのり 岩谷博紀 (1982年2月7日生)	2007年12月 弁護士登録 2007年12月 西村あさひ法律事務所入所 2011年2月 北浜法律事務所入所 2016年8月 岩谷・村本・山口法律事務所パートナー弁護士(現任) 2017年4月 京都大学大学院法学研究科附属法政実務交流センター協力研究員 2017年10月 (株)アイル社外取締役【監査等委員】(現任) 2022年9月 当社取締役(現任) [取締役会出席状況(当事業年度)] 6回/7回(出席率85.7%)	0株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 岩谷博紀氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として企業法務について豊富な知見を有するとともに、現在は他社で社外役員を務めており、これらの経験や高い見識等を活かして、当社の経営全般に対する監督及びチェック機能を発揮していただくことにより、当社取締役会の機能強化を期待したため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての責務を適切に遂行できるものと判断しております。			
※5	すずき やすゆき 鈴木康之 (1973年1月26日生)	2009年3月 (株)神明入社 2015年4月 同社グループ商品本部東日本食品部長 2017年4月 (株)神戸まるかん代表取締役社長 2021年4月 (株)ゴダック取締役 2022年10月 当社執行役員(現任)	0株
(取締役候補者とした理由) 鈴木康之氏を取締役候補者とした理由は、これまで複数企業において管理職を務めており、また企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しておりますので、当社の取締役として適任と判断し、取締役候補者といたしました。			
※6	おかもと ふみよ 岡本二美代 (1961年8月27日生)	1989年1月 ローランド(株)入社 1999年2月 (株)日本ビジネススクリエイト入社 2007年4月 同社執行役員エグゼクティブコンサルタント 2009年10月 (株)INAX(現:株)LIXIL)入社 経営企画部長 2014年4月 同社マーケティングインテリジェンス部長 2016年11月 (株)インバウンドグループ設立 代表取締役(現任)	0株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 岡本二美代氏を社外取締役候補者とした理由は、これまで複数企業において管理職を務めており、また企業経営者としての経験と幅広い見識を有し、これらの経験や高い見識等を活かして、当社の経営全般に対する監督及びチェック機能を発揮していただくことにより、当社取締役会の機能強化を期待したため、社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 藤尾益雄氏及び東光法氏の兼職先である(株)神明ホールディングスは当社の親会社であります。親会社及び親会社グループと当社は、食材の仕入、物品の購入のほか、出向者の派遣等の取引があります。取引を行うにあたっては、市場価格等を勘案し、価格交渉の上決定しております。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 岩谷博紀氏及び岡本二美代氏は、社外取締役候補者であります。
4. 岩谷博紀氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8カ月となります。
5. 岩谷博紀氏が社外取締役として在任期間中に発生した法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行の予防のために行った行為及び発生後の対応として行った行為の概要につきましては、事業報告「2. 会社の現況 (2) 会社役員状況 ②社外役員に関する事項」に記載のとおりであります。
6. 岩谷博紀氏は、東京証券取引所が定める独立性判断基準に加えて、当社が定める独自の独立性判断基準を満たしており、当社は同氏を独立役員として同所に届けております。なお、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また岡本二美代氏は、東京証券取引所が定める独立性判断基準に加えて、当社が定める独自の独立性判断基準を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、同氏を独立役員として届出る予定であります。
7. 当社は、岩谷博紀氏との間に責任限定契約を締結しております。責任限定契約の内容の概要は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を、法令が定める額を限度とするというものであり、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また岡本二美代氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新をする予定であります。

第3号議案 監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員（4名）が任期満了となります。つきましては監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	たかぎ ゆうぞう 高木 勇三 (1951年4月8日生)	1977年3月 公認会計士登録 1988年6月 監査法人中央会計事務所代表社員 2006年10月 高木公認会計士事務所開設 2007年2月 監査法人五大会長・代表社員 2007年6月 当社監査役（現任） 2011年6月 (株)グルメ杵屋監査役 2014年5月 カップパ・フリエイトホールディングス(株)監査役（現カップパ・フリエイト(株)） 2016年4月 (株)横浜銀行取締役 2016年4月 (株)コンコルディア・フィナンシャルグループ取締役 2018年10月 (株)神明ホールディングス監査役 2020年6月 同社取締役【監査等委員】（現任）	0株
(監査役候補者とした理由) 高木勇三氏を監査役候補者とした理由は、これまで公認会計士・税理士としての企業会計への専門的見地や、企業経営に対する幅広い見識に基づき取締役会にて発言等を行っており、引続き当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただけると判断し、監査役候補者いたしました。			
2	ただ よしかず 多田 善計 (1956年6月20日生)	1988年9月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入所 1993年8月 公認会計士登録 1994年8月 多田善計公認会計士事務所開設（現任） 1999年6月 英青監査法人社員（現任） 2019年6月 当社監査役（現任）	0株
(社外監査役候補者とした理由) 多田善計氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士・税理士としての専門的見地並びに企業経営に関する高い見識に基づき取締役会にて発言等を行っており、当社の監査役として適任であると判断し、社外監査役候補者いたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての責務を適切に遂行できるものと判断しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	とみさと りゅういち 豊見里 隆一 (1971年1月14日生)	1993年4月 日本チバガイギー(株)入社 2001年10月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2005年7月 公認会計士登録 2007年7月 豊見里公認会計士事務所開設(現任) 2019年6月 当社監査役(現任)	0株
(社外監査役候補者とした理由) 豊見里隆一氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士・税理士としての専門的見地並びに企業経営に関する高い見識に基づき取締役会にて発言等を行っており、当社の監査役として適任であると判断し、社外監査役候補者といいたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての責務を適切に遂行できるものと判断しております。			
※4	はった きんや 八田 欣弥 (1966年2月24日生)	1988年4月 (株)足利銀行入行 2009年1月 同行古河ローンセンター支店長 2010年10月 同行県央エリア本部プロフィットマネージャー 2012年10月 同行太田支店長 2014年10月 同行大宮支店長 2016年4月 同行桐生支店長 2018年4月 同行宇都宮中央支店長 2020年10月 同行宇都宮東支店長 2023年4月 当社顧問(現任)	0株
(監査役候補者とした理由) 八田欣弥氏を監査役候補者とした理由は、これまでの銀行支店長として培った企業会計への専門的見地を生かし、当社の経営上の意思決定や業務の執行状況に関する適正な監査が遂行できると判断し、監査役候補者といいたしました。			

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 高木勇三氏の兼職先である(株)神明ホールディングスは当社の親会社であります。親会社及び親会社グループと当社は、食材の仕入、物品の購入のほか、出向者の派遣等の取引がありますが、取引を行うにあたっては、市場価格等を勘案し、価格交渉の上決定しております。また、その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 多田善計氏及び豊見里隆一氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 多田善計氏及び豊見里隆一氏が社外監査役として在任期間中に発生した法令または定款に違反する事実その他不正な業務の執行の予防のために行った行為及び発生後の対応として行った行為の概要につきましては、事業報告「2. 会社の現況(2) 会社役員状況 ②社外役員に関する事項」に記載のとおりであります。
5. 多田善計氏及び豊見里隆一氏は、東京証券取引所が定める独立性判断基準に加えて、当社が定める独自の独立性判断基準を満たしております。両氏の選任が承認された場合、同取引所上場規程第436条の2に定める独立役員として届出る予定であります。
6. 当社は、高木勇三氏、多田善計氏及び豊見里隆一氏との間に責任限定契約を締結しております。責任限定契約の内容の概要は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を、法令が定める額を限度とするというものであり、3氏の再任が承認された場合は、3氏との当該契約を継続する予定であります。また八田欣弥氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、栗原誠二氏は社外監査役 多田善計氏及び豊見里隆一氏の補欠としての候補者であります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
くりはら せいじ 栗原 誠二 (1964年2月8日生)	1986年4月 日本光学工業(株)(現㈱ニコン) 入社 2003年11月 司法試験合格 2005年10月 新東京法律事務所 勤務 2007年10月 ビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所 坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業) 勤務 2015年4月 TMI総合法律事務所 勤務 2018年1月 同所パートナー(現任)	0株
(補欠の社外監査役候補者とした理由) 栗原誠二氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、海外現地法人を含め、長期間にわたって大手企業に勤務し、管理職としての経験も有しており、また法律の専門家として企業法務に関わってきた経歴と、企業経営に関する高い見識を有していることから、当社の社外監査役として適任と判断し、補欠の社外監査役候補者いたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての責務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 栗原誠二氏が勤務するTMI総合法律事務所と当社の間には、法律顧問契約がありますが、その取引額は、販売費及び一般管理費の0.1%であります。
2. 栗原誠二氏が社外監査役に就任した場合、同氏を東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届出る予定であります。
3. 栗原誠二氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。責任限定契約の内容の概要は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任を、法令が定める額を限度とするというものであります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。栗原誠二氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は監査役会の決定に基づき付議しております。また、監査役会がEY新日本有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人を起用することにより新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人に必要とされる専門性、独立性及び品質管理体制等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。会計監査人候補者の名称、主たる事務所の所在地及び沿革等は、次のとおりであります。(2023年3月31日現在)

名 称	EY新日本有限責任監査法人	
所 在 地	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー	
沿 革	2000年4月	旧太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人の合併により、 監査法人太田昭和センチュリー設立
	2001年7月	新日本監査法人に名称変更
	2008年7月	新日本有限責任監査法人に名称変更
	2018年7月	EY新日本有限責任監査法人に名称変更
概 要	資本金	1,121百万円
	人員構成	公認会計士 3,034名 公認会計士試験合格者等 1,148名 その他 1,523名 合計 5,705名
	関与会社数	被監査会社 3,762社
	事務所等	国内：東京他 計17ヵ所 海外：ニューヨーク他 計 41ヵ所

第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

当社の取締役の報酬額については、2019年6月21日開催の第40回定時株主総会において、年額2億5千万円以内（うち社外取締役分2千万円）とご承認頂いておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額3千万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定することといたします。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案が承認可決されますと、6名（うち社外取締役2名）となります。

また、当社は対象取締役に対して、譲渡制限付株式の発行要項の決議日において当社の取締役の地位にあることを条件に、当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を支給します。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年3,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とします。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分される当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結する事を条件とします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日（以下「本払込期日」といいます。）から当社の取締役の地位から退任した時点まで（以下「本譲渡制限期間」といいます。）の間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本払込期日の直前の定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。

(3) 無償取得事由

① 対象取締役が死亡、任期満了又は定年その他正当な理由によらず、当社の取締役の地位から退任することが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。

② その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

(4) 死亡、中途退任における取扱い

上記（2）の定めにかかわらず、対象取締役が役務提供期間の途中で死亡、その他正当な理由により、当社の取締役の地位から退任した場合には、役務提供期間における在任期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、当該退任した時点をもって譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

上記(1)(2)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原材料価格及びエネルギー価格の高騰や為替相場の急激な変動などの影響を受けながらも、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に和らぎ社会経済活動の正常化が進むもとで、緩やかな持ち直しの動きがみられました。一方、海外経済は、一部の国・地域で新型コロナウイルス感染症の影響や急激な物価上昇などにより弱い動きが見られましたが、全体としては回復基調が続きました。

先行きにつきましては、欧米各国での金融引締めや世界的な物価上昇の長期化などにより、海外経済は景気減速への懸念が強まっており、国内、海外経済ともに不透明な状況が続くと見込まれます。

このような状況の下、当社グループは、中期経営計画（2022年度～2026年度）において基本方針として掲げる『お客様満足度日本一』を目指し、各種施策に取り組んでまいりました。

当社は、2022年8月29日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」のとおり、当社従業員（2022年9月28日付懲戒解雇処分）が不適切な支出を行っていたことに加え、当社取引先からバックリベートを受領していた事実が判明いたしました。この事態に至ったことを重く受け止め、また再発防止を徹底するため、特別調査委員会による調査結果や提言を踏まえ再発防止策を策定し、着実に実行しております。また、全社的なガバナンスの強化に全力を尽くしております。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高546億1千4百万円（前年同期比22.4%増）、営業利益17億3千6百万円（前年同期比554.8%増）、経常利益17億5千9百万円（前年同期比615.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、助成金収入を特別利益で計上した一方で特別調査委員会に係る特別調査費用及び店舗固定資産に係る減損損失を特別損失で計上したことにより10億1千3百万円（前年同期比22.2%減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(国内事業)

国内事業につきましては、今年度の基本方針である「業界No.1のクオリティに挑み続け、200店舗体制の成功を勝ち取る」に基づき、新規出店の継続と営業力の強化、商品・サービスのクオリティの更なる向上、季節・催事に合わせた期間限定商品の積極的な投入と販促・訴求等に注力してまいりました。また、原材料価格及びエネルギーコスト高騰の影響を受け「1皿110円（税込）80品以上」のラインナップは変えずに、一部商品の価格改定を実施いたしました。

店舗展開につきましては、16店舗を出店し、13店舗を退店したことにより、国内の総店舗数は183店舗となりました。

この結果、国内事業の経営成績は、規制緩和や営業施策の効果、店舗数の増加等により売上高は前年を上回った一方、原材料や水道光熱費等のコスト上昇の影響を強く受けたことで、売上高467億9千8百万円（前年同期比21.0%増）となりましたが、セグメント損失は5千4百万円（前年同期はセグメント損失8億2千5百万円）となりました。

(海外事業)

海外事業につきましては、フランチャイズ店舗の営業力強化のため、海外渡航の制限が緩和された国や地域に積極的に赴き、現地にて営業面でのアドバイスや市場調査を行ってまいりました。

海外の店舗展開につきましては、21店舗を出店する一方で4店舗を退店したことにより、総店舗数231店舗となりました。

この結果、海外事業の経営成績は、売上高78億1千5百万円（前年同期比31.5%増）、セグメント利益15億8千万円（前年同期比56.3%増）となりました。なお、売上高は子会社の売上、フランチャイズ先への食材等売却売上、フランチャイズ先からのロイヤリティ収入(売上高の一定率等)等であります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額（敷金・保証金を含む）は24億2千1百万円で、当連結会計年度に実施した設備投資の主なものは、店舗の新設・改装及びシステム開発等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループの所要資金として、金融機関等から5億円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第41期 (2020年3月期)	第42期 (2021年3月期)	第43期 (2022年3月期)	第44期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売 上 高 (千円)	43,435,373	38,252,894	44,607,847	54,614,098
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	2,011,360	△420,455	245,993	1,759,671
親会社株主に帰属する 当期純利益または 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	292,302	△443,065	1,301,982	1,013,233
1株当たり当期純利益 または1株当たり 当期純損失 (△) (円)	33.11	△50.19	147.49	114.78
総 資 産 (千円)	20,481,606	23,942,476	26,910,127	30,760,440
純 資 産 (千円)	8,574,730	8,096,391	9,302,247	10,300,207

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第43期の期首から適用しており、第43期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	当 社 と の 関 係
(株) 神明ホールディングス	百万円 100	% 40.8	役員の兼任 出向者の受入

(注) 当社の取締役6名のうち2名が、親会社である(株)神明ホールディングスの取締役等を兼務しております。

② 親会社等との取引の状況

親会社及び親会社グループとは、食材の仕入、物品の購入のほか、出向者の派遣等の取引を行っており、取引条件については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上決定しております。

取締役会においては、その取引の必要性及び妥当性を審議した上で意思決定を行っており、これらの取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

③ 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	事 業 内 容
GENKI SUSHI USA, INC.	千米ドル 500	% 100.0	レストラン事業

(4) 対処すべき課題

社会経済活動の正常化に伴い、個人消費が回復していくなかで国内の外出需要は回復しつつあります。海外の外出需要についても、人流が回復していくにつれて、新型コロナウイルス感染症の流行前の水準に回復してまいりました。しかしながら、まだ本格的な回復には至っていないうえ、原材料価格やエネルギー価格の高騰をはじめとして外部環境は先行きが不透明な状況が続いており、当社を取り巻く事業環境は厳しい状況がまだしばらくの間は続くと思っております。

このような状況の下、当事業年度は、中期経営計画（2022年度～2026年度）の初年度として、計画で定めた重点戦略に基づいて各種施策を実行してまいりました。しかしながら、本計画を策定した時点から、外部環境の変化に加えて、当社の店舗開発業務における不適切な支出の発覚、それに伴う経営陣の刷新など内部環境の大きな変化があり、計画の前提条件が大きく変化したことから、中期経営計画を見直すことといたしました。

見直し後の中期経営計画の注力施策は以下のとおりです。

① 国内事業

国内事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響などにより大きく低下した収益性の改善を最優先の課題として、新設した業務改革推進部による店舗運営の効率化の推進、広告・宣伝手法の見直し、新規出店基準の見直しなどの施策に取り組んでまいります。

また、当社の持続的な成長に向けて人材の強化は要であるとの認識のもと、労働環境の改善やパートナー社員から正社員への登用による人材採用の強化、教育制度の充実、人事制度・評価制度の見直しなど、人材への投資を積極的に進めてまいります。

なお、国内の新規出店につきましては、足元の外部環境や内部環境の状況を鑑みて出店のペースを見直し、2023年度は5店舗、2024年度～2025年度は各15店舗程度の出店を計画しております。

② 海外事業

海外事業におきましては、既存出店エリアにおける新規出店支援をはじめとするフランチャイジーに対する日本からの支援を強化し、海外フランチャイズ展開の強化を図ってまいります。加えて、未進出の国・地域の調査を進めるとともに、フランチャイジーや進出ブランドの選定を進めるなど、新しいエリアへの展開を強化し、海外事業の業績の拡大を目指してまいります。

また、海外事業の強化に合わせて、海外経験や語学に優れた人材の獲得・育成、本部のある日本と海外との情報共有体制の整備といった事業運営体制の強化にも努めてまいります。

③ 経営基盤の強化

前連結会計年度に不適切な支出に関する事案が発生したことを受けて、「第二の創業期」ともいえるステージを迎えるにあたり、企業風土の変革を通じて全社的な組織・運営体制の強化を図り、経営基盤を強化していく方針です。また、上場企業として求められるガバナンス体制の充実・ダイバーシティを目指す人材戦略・サステナビリティに関する取り組みなど、持続可能な社会の実現に資する取り組みにも注力するとともに、当社の企業価値向上を目指してまいります。

なお、当社は、2022年10月28日付適時開示「再発防止策の策定に関するお知らせ」のとおり、当社の店舗開発業務において不適切な支出が発覚したことを受け、特別調査委員会の調査結果や提言を踏まえて再発防止策を策定いたしました。

現在、全社的なガバナンス強化を最重要課題と認識し、内部統制の再構築に向け、コンプライアンスに対する意識の醸成を目的とした役職員への研修・教育を実施しております。また、店舗開発部のみならず各部門の業務プロセスの見直しや内部監査の項目や頻度の充実など、再発防止に向けた取り組みを推進しております。

今後は、再発防止策の進捗状況について定期的なフォローアップを実施するなど、再発防止策の着実な実施を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、当社のこれらの取り組みにご理解を賜りますとともに、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社1社により構成されており、レストラン関連事業を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

① 本社及び物流センター

会 社 名	事 業 所	所 在 地
当 社	本社 鹿沼物流センター	栃木県宇都宮市 栃木県鹿沼市
GENKI SUSHI USA, INC.	本社	米国ハワイ州

② 店舗 (国内事業)

所 在 地	店 舗 数
	店
北 海 道	22
宮 城 県	7
福 島 県	9
茨 城 県	15
栃 木 県	23
群 馬 県	8
埼 玉 県	17
千 葉 県	8
東 京 都	12
神 奈 川 県	5
新 潟 県	13
岐 阜 県	4
静 岡 県	1
愛 知 県	10
三 重 県	2
京 都 府	1
大 阪 府	12
兵 庫 県	11
福 岡 県	3
合 計	183

(海外事業)

所 在 地	店 舗 数
(子会社)	店
米 国 ハ ワ イ 州	12
米 国 ワ シ ン ト ン 州	1
小 計	13
(フランチャイズ)	店
香 港	88
中 国	55
イ ン ド ネ シ ア	32
シ ン ガ ポ ー ル	21
フ ィ リ ピ ン	11
マ レ ー シ ア	5
カ ン ボ ジ ア	4
ク ウ エ ー ト	1
米 国 カ リ フ ォ ル ニ ア 州	1
小 計	218
合 計	231

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 較 増 減
549 (4,995) 名	△17 (457) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パートナー社員は () 内に1日8時間換算による年間平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 較 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
520 (4,731) 名	△17 (477) 名	40.0歳	11.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートナー社員は () 内に1日8時間換算による年間平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
	千円
(株) 足 利 銀 行	1,159,254
(株) 群 馬 銀 行	1,126,520
(株) 三 井 住 友 銀 行	959,290
(株) 三 菱 U F J 銀 行	720,008
(株) 栃 木 銀 行	308,341

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 33,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,827,371株 (自己株式 55,537株を除く)
- ③ 株主数 11,276名 (前期末比 78名減)
- ④ 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
(株) 神 明 ホ ー ル デ ィ ン グ ス	3,600	40.8
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	499	5.7
元 気 寿 司 取 引 先 持 株 会	231	2.6
(株) 足 利 銀 行	178	2.0
(株) 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口	100	1.1
S M B C 日 興 証 券 (株)	73	0.8
遠 藤 食 品 (株)	72	0.8
元 気 寿 司 従 業 員 持 株 会	50	0.6
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	47	0.5
大 和 証 券 (株)	34	0.4

(注) 当社は自己株式55,537株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	藤 尾 益 雄	(株)神明ホールディングス代表取締役社長
取締役専務執行役員	東 光 法	(株)神明ホールディングス取締役
取 締 役	藤 尾 益 造	東京中央青果(株)専務取締役
取 締 役	竹 原 相 光	ZECOOパートナーズ(株)取締役会長 三菱製紙(株)社外取締役 (株)TBSホールディングス社外監査役
取 締 役	森 住 曜 二	森住曜二公認会計士事務所所長 (株)グッドキューブ社外取締役 (株)ダイケン社外監査役 ローランド(株)社外監査役
取 締 役	岩 谷 博 紀	岩谷・村本・山口法律事務所パートナー (株)アイル社外取締役（監査等委員）
常 勤 監 査 役	山 口 高 司	
監 査 役	高 木 勇 三	(株)神明ホールディングス社外取締役（監査等委員）
監 査 役	多 田 善 計	多田善計公認会計士事務所所長 英青監査法人社員
監 査 役	豊見里 隆 一	豊見里公認会計士事務所所長

- (注) 1. 取締役 竹原相光氏、森住曜二氏及び岩谷博紀氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 多田善計氏及び豊見里隆一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 高木勇三氏、多田善計氏及び豊見里隆一氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 竹原相光氏、森住曜二氏及び岩谷博紀氏、監査役多田善計氏及び豊見里隆一氏の5名は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
5. 法師人尚史氏及び大沢祐司氏は2022年12月20日をもって取締役を辞任いたしました。なお、法師人尚史氏は、当社執行役員（新業態開発担当）大沢祐司氏は、当社執行役員（情報システム担当）及び(株)神明ホールディングス上席執行役員でありました。

② 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職状況及び当社との関係

重要な兼職の状況については、「①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。各社外役員の名兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

a. 社外取締役

氏名	取締役会出席状況	発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
竹原相光	14回中 13回	主に公認会計士としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に企業会計への専門的な立場から、子会社や海外フランチャイズ契約について監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な発言を行いました。
森住曜二	14回中 14回	主に公認会計士・税理士としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に企業会計への専門的な立場から、プランディングや報酬体系について監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な発言を行いました。
岩谷博紀	7回中 6回	弁護士としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に企業法務に対する専門的な立場から、働き方改革について監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な発言を行いました。

b. 社外監査役

氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な発言状況
多田善計	14回中 14回	22回中 22回	必要に応じ、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。
豊見里隆一	14回中 13回	22回中 21回	必要に応じ、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。

(注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

2. 社外取締役 岩谷博紀氏は2022年6月23日開催の第43回定時株主総会において新たに選任され、2023年9月29日開催の第43回定時株主総会継続会終了後に就任いたしましたので、それ以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。

ハ. 法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行の予防のために行った行為及び発生後の対応

当社は、2022年8月29日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」のとおり、当社従業員（2022年9月28日付懲戒解雇処分）が不適切な支出を行っていたことに加え、当社取引先からバックリポートを受領していた事実が判明いたしました。

た。

各社外取締役及び各社外監査役は本違反行為が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会において法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。本違反行為の事実認識後は、再発防止に向けた取り組みに対して適宜提言を行う等、その職責を果たしております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としています。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は役員及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、役員等として職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により填補されることとなります。

⑤ 役員報酬の内容の決定に関する方針

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容に係る方針を決議しております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しております。

取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本報酬等に関する方針

当社の取締役報酬は、業績及び企業価値の向上に資する動機付けや、人材確保に配慮した体系とし、各取締役が担当する役割の大きさやその地位に基づき、経営目標の達成の度合いに応じてその基本となる事項を設定した固定報酬としての基本報酬（金銭報酬で固定部分と業績連動部分により構成）のみとしております。

ロ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

当社の取締役の基本報酬は毎月定額の金銭報酬とします。職位や職務執行に対する評価、会社業績等を総合的に勘案し決定するものとしますが、経営目標の達成の度合いに応じて定め、当社の持続的な成長に向けた健全な動機付けとなるように設定するものとしております。

ハ. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会は、個人別の報酬については、取締役会決議に基づいて一任された代表取締役社長藤尾益雄氏が一定のルールに基づき、株主総会で決定された報酬の範囲内で、各取締役の職位や職務執行に対する評価、会社業績等を総合的に勘案し、他の取締役と協議の上で決定しております。代表取締役社長に評価を一任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役について評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

⑥ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
	名	千円
取締役 (うち社外取締役)	9 (4)	125,767 (12,600)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	22,200 (8,400)
合計	13	147,967

- (注) 1. 上表には2022年6月23日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名及び2022年12月20日をもって辞任した取締役2名を含んでおります。
2. 当社の役員報酬は、基本報酬のみとしており、「業績連動報酬等」及び「非金銭報酬等」はありません。
3. 取締役の報酬限度額は、2019年6月21日開催の第40回定時株主総会において年額2億5千万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名(うち、社外取締役は2名)です。
4. 監査役の報酬限度額は、2019年6月21日開催の第40回定時株主総会において年額5千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名(うち、社外監査役は2名)です。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	千円 90,177
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	90,177

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容や報酬見積りの算出根拠等が適切であるかの検討をした結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社であるGENKI SUSHI USA,INC.は、当社の会計監査人以外の監査法人等の監査を受けております。
4. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額以外に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度に支出した額が51,177千円あります。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役の互選により定められた監査役が、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務執行状況等、或いは当社及び当社グループの被監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が適当と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定することとし、当該決定に基づき取締役会は当該議案を株主総会に提出することとします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス基本規程に基づきコンプライアンス体制を適切に運営していく。
 - ロ. 取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会は、各部署に関わるコンプライアンスの取り組みを統括し、取締役への周知徹底、使用人への教育等を行う。
 - ハ. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報規程により、適切な運用を行う。
- ニ. 内部監査室が、当社及び子会社のコンプライアンス体制及び内部統制システムの業務の適正性が確保されているかを監査し、その結果を取締役社長へその旨報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会、経営会議などの重要な意思決定及び報告に関しては、文書管理規程により作成及び保存・廃棄を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスク・コンプライアンス委員会は、リスクマネジメント基本規程に基づきリスク管理の運用を行う。
 - ロ. 不測の事態が発生した場合には、危機管理基本規程に基づき取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。取締役会は重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - ロ. 常勤の取締役、執行役員及び部署長が出席する経営会議を毎月1回開催し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議する。
 - ハ. 業務の運営については、中期経営計画及び年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部署においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 取締役は、当社及び子会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は取締役会で協議し、適切な措置を講じた上で監査役に報告する。
 - ロ. 関係会社管理規程に従い、子会社の経営上の重要な事項は当社及び子会社で協議し、当社の承認を受けるものとしている。また定期的・継続的に子会社からその職務執行及び事業状況を報告させる。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役の求めに応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くことができる。
 - ロ. 監査役スタッフの人事異動・人事評価・懲戒処分には監査役会の同意を得るものとする。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社及び子会社の取締役及び使用人は業務または業務に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ロ. 内部通報規程の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
- ⑧ 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制
- 監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該監査役職務の遂行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は償還を処理する。

- ⑩ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社及び子会社は健全な社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切持たず、これらの圧力に対しても毅然とした対応で臨み、断固として対決する。
なお、当社及び子会社における反社会的勢力排除に向けた体制としては、総務部が窓口となり警察、関係行政機関、弁護士等と連携し対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ① 取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を2回開催し、経営上のリスク等に関する報告・協議等を行い、リスク管理の強化に努めました。
- ② 各会議体において開催の都度議事録が作成され、稟議書等の重要な業務執行に係る文書等も適切に管理しております。
- ③ リスク・コンプライアンス委員会の事務局会合を原則として月に1回開催し、必要に応じて都度リスク・コンプライアンス委員会に報告等を行いました。また、災害・事故等が起こった際には、迅速にその対策本部等を設置して対応し、被害を最小限度にとどめる体制を整えております。
- ④ 取締役以外の経営陣幹部も出席する取締役会や経営会議等を毎月開催し、重要事項の審議のみならず、独立役員も交えた活発な意見交換等がなされております。これにより迅速で効率的な意思決定がなされると同時に、監督の実効性についても十分に確保されております。
- ⑤ 法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項が生じた場合は、取締役会、監査役会及びリスク・コンプライアンス委員会へ情報共有を行っております。また十分な社内調査を実施し、改善措置を講じております。子会社については、海外事業部より取締役会へ運用状況の報告を行うほか、定期的に内部監査室が子会社の取締役と情報交換を行い、業務の適正が確保されているか、確認を行っております。また、グループ体制強化を図るため、当社より役員を出向させております。

- ⑥ 監査役の求めがあった場合には補助スタッフを置くことができるよう、体制を整えております。なお、監査役の職務の執行にあたっては、関連部署が適宜情報交換や職務の補助等を行っており、監査役監査の実効性を確保しております。
- ⑦ 常勤監査役は、取締役会以外にも経営会議等の重要な会議に出席することで、取締役及び使用人から必要な報告を受けております。
- ⑧ 内部通報制度の運用にあたり、内部通報規程を整備し、監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを禁止するための体制を確保しております。また、規程集を社内イントラネットで縦覧に供しており、周知・運用しております。
- ⑨ 監査役の職務遂行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、社内規程及び制度に基づき、速やかに処理しております。
- ⑩ 適切な意思疎通及び監査業務の遂行を図るため、常勤監査役は取締役社長と意見交換会を毎月開催しております。また、内部監査室による監査報告会に毎回出席しており、適宜合同で店舗往査も行っております。
- ⑪ 新規に取引先等との契約を締結する場合は、その契約書への反社会的勢力排除条項記載並びに信用調査を必須としております。また、外部団体主催の情報交換会等へ継続的に参加し、情報を得ております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,063,869	流動負債	9,851,456
現金及び預金	7,688,470	買掛金	2,696,092
売掛金	1,810,038	1年内返済予定の長期借入金	1,228,016
商品及び製品	792,012	リース債務	1,356,938
原材料及び貯蔵品	71,811	未払費用	1,757,989
その他	721,688	未払法人税等	288,000
貸倒引当金	△20,152	賞与引当金	251,000
固定資産	19,696,571	転貸損失引当金	7,270
有形固定資産	12,230,279	資産除去債務	44,736
建物及び構築物	11,013,898	その他	2,221,414
機械装置及び運搬具	314,488	固定負債	10,608,776
土地	700,306	長期借入金	3,235,397
リース資産	8,259,498	リース債務	6,557,266
その他	3,275,332	リース資産減損勘定	8,946
減価償却累計額	△11,333,245	資産除去債務	761,971
無形固定資産	547,101	その他	45,194
借地権	59,677	負債合計	20,460,233
その他	487,424	(純資産の部)	
投資その他の資産	6,919,189	株主資本	10,165,615
投資有価証券	33,240	資本金	100,000
差入保証金	4,651,843	資本剰余金	2,396,200
繰延税金資産	1,419,179	利益剰余金	7,747,661
投資不動産	401,930	自己株式	△78,246
減価償却累計額	△235,792	その他の包括利益累計額	134,592
その他	649,540	その他有価証券評価差額金	△960
貸倒引当金	△752	為替換算調整勘定	135,552
資産合計	30,760,440	純資産合計	10,300,207
		負債・純資産合計	30,760,440

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	54,614,098
売上原価	23,549,898
売上総利益	31,064,199
販売費及び一般管理費	29,327,376
営業利益	1,736,823
営業外収益	
受取利息及び配当金	44,437
受取賃貸料	16,000
受取手数料	68,494
その他	27,289
営業外費用	
支払利息	92,653
賃貸費用	29,035
その他	11,682
経常利益	1,759,671
特別利益	
助成金収入	487,658
受取保険金	50,000
特別損失	
減損損失	471,452
貸借契約解約損	44,528
特別調査費用	220,218
税金等調整前当期純利益	1,561,129
法人税、住民税及び事業税	566,158
法人税等調整額	△18,261
当期純利益	1,013,233
親会社株主に帰属する当期純利益	1,013,233

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	100,000	2,396,200	6,866,843	△77,116	9,285,927
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△132,415		△132,415
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,013,233		1,013,233
自 己 株 式 の 取 得				△1,129	△1,129
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	880,817	△1,129	879,688
当 期 末 残 高	100,000	2,396,200	7,747,661	△78,246	10,165,615

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	△1,640	17,960	16,320	9,302,247
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△132,415
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				1,013,233
自 己 株 式 の 取 得				△1,129
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	680	117,592	118,272	118,272
当 期 変 動 額 合 計	680	117,592	118,272	997,960
当 期 末 残 高	△960	135,552	134,592	10,300,207

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 1社
連結子会社の名称 GENKI SUSHI USA, INC.
- ② 非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ. 棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～34年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、当社は所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

二. 投資不動産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～31年

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 転貸損失引当金

転貸借契約の残存期間に発生する損失に備えるため、支払義務のある賃料等総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

イ. 店舗売上

当社グループは、寿司レストラン事業を営んでおります。主に店舗において顧客が注文した料理を提供する履行義務があり、提供した時点で履行義務を充足していることから当該時点で収益を認識しております。なお、収益は顧客との契約において約束された対価から値引きなどを控除した金額で測定しております。

ロ. その他

(外部販売売上)

当社は、顧客（フランチャイジー）に食材等の販売を行っております。顧客が注文した商品を引き渡す履行義務があり、引き渡した時点で履行義務を充足していることから当該時点で収益を認識しております。なお、顧客への販売における役割が代理人に該当する取引については、総額から取引先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(ロイヤリティ収入)

当社は、フランチャイズ契約に基づき、顧客（フランチャイジー）に当社の商標・ブランドイメージ等の知的財産を使用し店舗を運営する権利及び当該店舗に経営上のノウハウを提供する履行義務があります。顧客の売上高に応じて履行義務が充足していることから毎月、顧客の月額売上高が計上された時点で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ロ. 消費税等の会計処理方法

資産に係る控除等対象外消費税等は、発生連結会計年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、連結損益計算書に与える影響はありません。

(リース(ASC第842号)の適用)

米国会計基準を適用している在外連結子会社において「リース会計」(ASC第842号)を当連結会計年度の期首より適用しております。

これにより、借手のリース取引については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することとしております。

当該会計基準の適用にあたっては、経過措置で認められている当該会計基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、有形固定資産の「その他」が1,120,211千円、流動負債の「リース債務」が199,560千円、固定負債の「リース債務」が1,083,273千円それぞれ増加しております。

なお、連結損益計算書に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額	
建物及び構築物	4,350,806千円
機械装置及び運搬具	109,016
土地	700,306
リース資産	5,063,313
借地権	59,677
ソフトウェア	459,704
投資不動産	166,137
その他	2,087,866
合計	<u>12,996,828</u>

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、「連結注記表4. 連結損益計算書に関する注記」に記載のとおり、使用価値または正味売却可能価額を回収可能価額として、減損損失471,452千円を認識しております。この使用価値は、経営者により承認された事業計画等に基づき算定した将来キャッシュ・フローを、加重平均資本コストに基づく税引前の割引率で算定しております。正味売却可能価額は固定資産税評価額等を基に算定しております。また、新型コロナウイルス感染症の収束時期等について統一的な見解がないものの、当社グループにおいては、足元の状況等を総合的に勘案し、当該感染症の影響が及ぶ期間について、翌連結会計年度にその影響が収束するものと仮定し将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が当該感染症の影響の長期化や当初想定以上の原材料価格及びエネルギーコストの上昇、競合他社の出店、出店地域の経済状況の悪化等による事業環境が変化し、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において、追加の減損損失を認識する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 1,419,179千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、連結貸借対照表上の帳簿価額と税務上の基準額との間に生じる将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の算定には、過去の課税所得水準や期末における将来減算一時差異の状況、重要な繰越欠損金の有無の状況から、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に従って5段階に分類し、当該分類に従って、課税所得と将来減算一時差異の解消見込みをスケジューリングしたうえで、回収可能と見込まれる額を繰延税金資産に計上しております。将来の課税所得の見積りについては、経営者により承認された事業計画等に基づき算定しております。また、新型コロナウイルス感染症の収束時期等について統一的な見解がないものの、当社グループにおいては、足元の状況等を総合的に勘案し、当該感染症の影響が及ぶ期間について、翌連結会計年度にその影響が収束するものと仮定し繰延税金資産の回収可能性の見積りを行っております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が当該感染症の影響の長期化や当初想定以上の原材料価格及びエネルギーコストの上昇等の事業環境の変化による収益性の悪化や、将来の税法の改正等により、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において、回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

4. 連結損益計算書に関する注記

(1) 助成金収入

新型コロナウイルス感染症に伴う、各自治体からの営業時間短縮要請に伴う感染拡大防止協力金を助成金収入として計上しております。

(2) 特別調査費用

前連結会計年度において当社の新店舗の建設工事に関連して不適切な支出が行われていたことが判明いたしました。公正で適正な調査を行うため、当連結会計年度において外部の有識者で構成する特別調査委員会を設置し、当委員会に係る調査費用及び追加の監査報酬を特別調査費用として計上しております。

(3) 減損損失

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しております。

① 減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
埼玉県さいたま市他	店舗	建物等	471,375
栃木県足利市	遊休資産	土地	76

② 減損損失の認識に至った経緯

店舗のうち収益性が低下した資産、遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額471,452千円を減損損失として計上しております。

③ 減損損失の内訳

建物及び構築物	285,432千円
リース資産	113,179
投資不動産	76
その他	72,763
合計	<u>471,452</u>

④ 資産のグルーピング方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としたグルーピングを行っております。

⑤ 回収可能価額の算定方法

当該資産グループの回収可能価額は、使用価値または正味売却可能価額により算定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、零円で算定しております。正味売却可能価額は固定資産税評価額等を基に算定しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式

8,882,908株

- (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	88,277	利益剰余金	10.00	2022年 3月31日	2022年 6月24日
2022年10月28日 取締役会	普通株式	44,137	利益剰余金	5.00	2022年 9月30日	2022年 12月6日

- (3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	88,273	利益剰余金	10.00	2023年 3月31日	2023年 6月26日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブは、外貨建債権の為替変動リスクを回避するために必要に応じて利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、主としてフランチャイズ先に対するものであり、相手先の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、フランチャイズ契約に従い、相手先別の期日及び残高管理を行うとともに、主要な相手先の財務状況を決算期ごとに把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されておりますが、店舗開発部が相手先の状況を定期的にモニタリングし、相手先別に期日及び残高管理を行うとともに、財政状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、1ヵ月以内の支払期日であります。

借入金のうち短期借入金（当座借越）は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。借入金は原則として固定金利で調達しております。

また、営業債務や借入金等は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足的説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（(注)をご参照ください）。また、現金及び預金、売掛金、買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	3,240	3,240	－
(2) 差入保証金	4,651,843	4,137,083	△514,760
資産計	4,655,083	4,140,323	△514,760
(1) 借入金	4,463,413	4,447,666	△15,746
(2) リース債務	7,914,204	7,185,192	△729,012
負債計	12,377,617	11,632,859	△744,758

(注) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は下記のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	30,000

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品及び金融負債

区 分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	3,240	—	—	3,240
資産計	3,240	—	—	3,240
該当事項はありません。				
負債計	—	—	—	—

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品及び金融負債

区 分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	4,137,083	—	4,137,083
資産計	—	4,137,083	—	4,137,083
借入金	—	4,447,666	—	4,447,666
リース債務	—	7,185,192	—	7,185,192
負債計	—	11,632,859	—	11,632,859

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

・投資有価証券

活発な市場における相場価格を用いて上場株式を評価しており、レベル1の時価に分類しております。

・差入保証金

償還予定時期を見積もり、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・借入金及びリース債務

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	国内	海外	計	
売上高				
店舗売上	46,798,958	5,022,949	51,821,907	51,821,907
その他	－	2,792,191	2,792,191	2,792,191
顧客との契約から生じる収益	46,798,958	7,815,140	54,614,098	54,614,098
その他の収益	－	－	－	－
顧客への売上高外部	46,798,958	7,815,140	54,614,098	54,614,098

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (千円)
契約負債 (期首残高)	448,449
契約負債 (期末残高)	393,760

連結貸借対照表上、契約負債は「流動負債」の「その他」及び「固定負債」の「その他」に、それぞれ364,211千円、29,549千円計上しております。

契約負債の内容は下記のとおりです。

- ・「SushiCa」のチャージ分及び付与したポイントが期末時点において履行義務を充足していない残高
- ・ロイヤリティ収入のうちフランチャイズ契約時に受け取る加盟金で、未経過の契約期間に対応する収益

② 残存履行義務に配分した取引価格

- ・「SushiCa」のチャージ分及び付与したポイントの残存履行義務に配分した取引価格については、364,211千円であり、過去の実績より、今後2年程度で使用され収益を認識することを見込んでおります。
- ・フランチャイズ契約時に受け取る加盟金の残存履行義務に配分した取引価格については、36,365千円であり、今後1年から18年間の間で収益を認識することを見込んでおります。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,166円85銭
1株当たり当期純利益	114円78銭

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,806,000	流動負債	9,121,286
現金及び預金	6,605,602	買掛金	2,532,587
売掛金	1,837,103	1年内返済予定の長期借入金	1,201,308
商品及び製品	757,182	リース債務	1,077,675
原材料及び貯蔵品	71,811	未払金	1,049,473
前払費用	344,587	未払費用	1,633,073
その他	210,179	未払法人税等	288,000
貸倒引当金	△20,466	賞与引当金	251,000
固定資産	17,301,453	転貸損失引当金	7,270
有形固定資産	10,110,999	資産除去債務	44,736
建物	3,162,190	その他	1,036,162
構築物	570,095	固定負債	9,205,783
工具、器具及び備品	457,567	長期借入金	3,175,304
土地	700,306	リース債務	5,264,839
リース資産	5,063,313	リース資産減損勘定	8,946
その他	157,527	資産除去債務	704,682
無形固定資産	545,665	その他	52,011
借地権	59,677	負債合計	18,327,069
ソフトウェア	458,268	(純資産の部)	
その他	27,720	株主資本	8,781,344
投資その他の資産	6,644,787	資本金	100,000
投資有価証券	33,240	資本剰余金	2,396,200
関係会社株式	178,287	資本準備金	1,344,671
長期前払費用	382,485	その他資本剰余金	1,051,528
差入保証金	4,628,430	利益剰余金	6,363,390
店舗賃借仮勘定	75,000	利益準備金	78,653
投資不動産	166,137	その他利益剰余金	6,284,736
繰延税金資産	993,280	別途積立金	1,000,000
その他	188,678	繰越利益剰余金	5,284,736
貸倒引当金	△752	自己株式	△78,246
資産合計	27,107,454	評価・換算差額等	△960
		その他有価証券評価差額金	△960
		純資産合計	8,780,384
		負債・純資産合計	27,107,454

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	49,728,319
売上原価	22,013,082
売上総利益	27,715,236
販売費及び一般管理費	26,239,488
営業利益	1,475,748
営業外収益	
受取利息及び配当金	33,327
受取賃貸料	16,000
受取手数料	68,494
その他	24,410
営業外費用	
支払利息	89,251
支払費用	29,035
その他	10,262
経常利益	1,489,430
特別利益	
助成金収入	487,658
受取保険金	50,000
特別損失	
減損損失	467,698
賃貸借契約解約損	44,528
特別調査費用	220,218
税引前当期純利益	1,294,641
法人税、住民税及び事業税	541,971
法人税等調整額	△12,066
当期純利益	764,737

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	100,000	1,344,671	1,051,528	2,396,200
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	100,000	1,344,671	1,051,528	2,396,200

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	78,653	1,000,000	4,652,414	5,731,068	△77,116	8,150,152
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△132,415	△132,415		△132,415
当 期 純 利 益			764,737	764,737		764,737
自 己 株 式 の 取 得					△1,129	△1,129
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	632,322	632,322	△1,129	631,192
当 期 末 残 高	78,653	1,000,000	5,284,736	6,363,390	△78,246	8,781,344

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,640	△1,640	8,148,512
当期変動額			
剰余金の配当			△132,415
当期純利益			764,737
自己株式の取得			△1,129
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	680	680	680
当期変動額合計	680	680	631,872
当期末残高	△960	△960	8,780,384

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 7～34年

構築物 10～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 投資不動産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 7～31年

構築物 10～12年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 転貸損失引当金

転貸借契約の残存期間に発生する損失に備えるため、支払義務のある賃料等総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 店舗売上

当社は、寿司レストラン事業を営んでおります。主に店舗において顧客が注文した料理を提供する履行義務があり、提供した時点で履行義務を充足していることから当該時点で収益を認識しております。なお、収益は顧客との契約において約束された対価から値引きなどを控除した金額で測定しております。

② その他

(外部販売売上)

当社は、顧客（フランチャイジー）に食材等の販売を行っております。顧客が注文した商品を引き渡す義務があり、引き渡した時点で履行義務を充足していることから当該時点で収益を認識しております。なお、顧客への販売における役割が代理人に該当する取引については、総額から取引先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(ロイヤリティ収入)

当社は、フランチャイズ契約に基づき、顧客（フランチャイジー）に当社の商標・ブランドイメージ等の知的財産を使用し店舗を運営する権利及び当該店舗に経営上のノウハウを提供する履行義務があります。顧客の売上高に応じて履行義務が充足していることから毎月、顧客の月額売上高が計上された時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 消費税等の会計処理方法

資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

建物	3,162,190千円
構築物	570,095
工具、器具及び備品	457,567
土地	700,306
リース資産	5,063,313
借地権	59,677
ソフトウェア	458,268
投資不動産	166,137
その他	238,555
合計	<u>10,876,112</u>

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、使用価値又は正味売却可能価額を回収可能価額として、減損損失467,698千円を認識しております。この使用価値は、経営者により承認された事業計画等に基づき算定した将来キャッシュ・フローを、加重平均資本コストに基づく税引前の割引率で算定しております。正味売却可能価額は固定資産税評価額等を基に算定しております。

また、新型コロナウイルス感染症の収束時期等について統一的な見解がないものの、当社においては、足元の状況等を総合的に勘案し、当該感染症の影響が及ぶ期間について、翌事業年度にその影響が収束するものと仮定し将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が当該感染症の影響の長期化や当初想定以上の原材料価格及びエネルギーコストの上昇、競合他社の出店、出店地域の経済状況の悪化等による事業環境が変化し、見直しが必要となった場合、翌事業年度において、追加の減損損失を認識する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の貸借対照表に計上した金額 993,280千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 9,903,476千円

投資不動産の減価償却累計額 235,792千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 31,352千円

短期金銭債務 1,258千円

長期金銭債務 6,816千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 137,169千円

販売費及び一般管理費 8,740千円

営業取引以外の取引による取引高 376千円

(2) 助成金収入

新型コロナウイルス感染症に伴う、各自治体からの営業時間短縮要請に伴う感染拡大防止協力金を助成金収入として計上しております。

(3) 特別調査費用

前事業年度において当社の新店舗の建設工事に関連して不適切な支出が行われていたことが判明いたしました。公正で適正な調査を行うため、当事業年度において外部の有識者で構成する特別調査委員会を設置し、当委員会に係る調査費用及び追加の監査報酬を特別調査費用として計上しております。

(4) 減損損失

当社は、以下の資産について減損損失を計上しております。

① 減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
埼玉県さいたま市他	店舗	建物等	467,622
栃木県足利市	遊休資産	土地	76

② 減損損失の認識に至った経緯

店舗のうち収益性が低下した資産、遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額467,698千円を減損損失として計上しております。

③ 減損損失の内訳

建物及び構築物	285,432千円
リース資産	113,179
投資不動産	76
その他	69,009
合計	467,698

④ 資産のグルーピングの方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としたグルーピングを行っております。

⑤ 回収可能価額の算定方法

当該資産グループの回収可能価額は、使用価値または正味売却可能価額により算定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、零円で算定しております。正味売却可能価額は固定資産税評価額等を基に算定しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式

55,537株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

(繰延税金資産)

建物・構築物	881,963千円
土地・借地権	283,774
リース資産	203,658
少額減価償却資産	19,043
貸倒引当金	7,256
未払事業税	28,386
賞与引当金	85,842
リース資産減損勘定	5,391
資産除去債務	256,301
その他	129,496
繰延税金資産小計	1,901,114
評価性引当額	△813,903
繰延税金資産合計	1,087,210
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する資産	△93,911
その他	△18
繰延税金負債合計	△93,930
繰延税金資産（負債）の純額	993,280

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、建物等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	減損損失累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
建物	245,000	122,352	113,766	8,880
合計	245,000	122,352	113,766	8,880

(2) 未経過リース料期末残高相当額等	
未経過リース料期末残高相当額	
1年内	11,660千円
1年超	17,302
合計	28,962
リース資産減損勘定の残高	15,765千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (または被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)神戸まるかん	-	営業上の取引 役員の兼任 出向者の派遣	商品の仕入	20,800,865	買掛金	2,395,220
				物品の購入	97,279	未払金	10,464
				出向者の派遣	34,676	未収入金	3,100
				システム利用料の受取	20,883	未収入金	2,432
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)赤富士不動産	-	営業上の取引	保険料の支払	9,038	前払費用	-
				機器の購入	25,419	未払金	-

- (注) 1. (株)神戸まるかんは、当社の親会社である(株)神明ホールディングスがその議決権の88.3%を所有する同社の子会社であります。
2. (株)神明ホールディングスは、当社取締役藤尾益雄及びその近親者が議決権の62.5% (間接所有を含む) を所有しております。また、同社は当社の議決権の40.8%を所有しており、支配力基準による親会社であります。
3. (株)神明ホールディングス及び(株)神戸まるかんは、当社取締役藤尾益雄が代表取締役を務める会社であります。
4. (株)赤富士不動産は、当社取締役藤尾益雄及びその近親者が議決権の73.3%を所有する会社であります。同社は損害保険代理店業及び喫茶事業等を営んでおり、保険料については、複数の損害保険会社を比較して契約をしております。機器については、同社は専門的知見があるため喫茶用の機器を購入しております。
5. 取引条件及び取引条件の決定方針等
市場価格等を勘案し、価格交渉の上決定しております。

(2) 子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (または被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	GENKI SUSHI USA, INC.	100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の回収	33,877	関係会社長期 貸付金 (1年 内回収予定を 含む)	-
				利息の受取	261	未収利息	-
				ロイヤリティ の受取	126,883	売掛金	31,033
				食材等の売却	10,286	売掛金	-

(注) 1. 資金の貸付に関しては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

ロイヤリティの受取及び食材等の売却は、ライセンス契約に基づくものであり、その条件は他のフランチャイズ先と同様であります。

10. 収益認識に関する注記

「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

994円68銭

1株当たり当期純利益

86円63銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

元気寿司株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
さいたま事務所
指定有限責任社員 公認会計士 西川 福之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 浅井 則彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、元気寿司株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、元気寿司株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

元気寿司株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
さいたま事務所
指定有限責任社員 公認会計士 西川 福之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 浅井 則彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、元気寿司株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、事業報告に記載のとおり、会社は店舗開発業務において不適切な支出が発覚をしたことを受け再発防止策を策定し、その着実な実施を目指しており、この状況について監視し検証しております。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

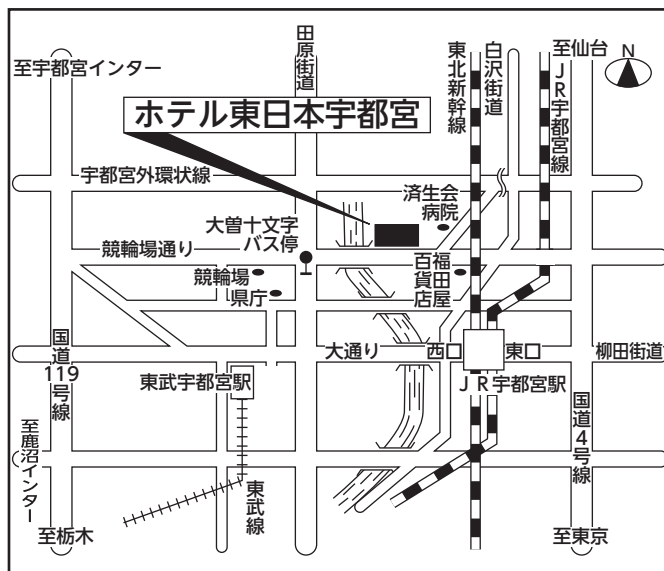
元気寿司株式会社監査役会

常勤監査役	山	□	高	司	㊟	
監査役	高	木	勇	三	㊟	
社外監査役	多	田	善	計	㊟	
社外監査役	豊	見	里	隆	一	㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場 栃木県宇都宮市上大曾町492-1
ホテル東日本宇都宮 3階 大和の間
電話 (028) 643-5555 (代表)



- バスでお越しの場合
JR宇都宮駅西口バスターミナル5番乗り場
・ニュー富士見行、玉生行、宇都宮美術館行、
宇都宮グリーンタウン行、帝京大行 等
「大曾十文字」下車、徒歩5分
・竹林経由または済生会病院経由 富士見ヶ丘団地行
「河内庁舎正門」下車、目前
- 株主様専用バス・無料送迎バスの運行は行いません。
何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

お問い合わせ先 元気寿司株式会社 総務部総務課
電話 (028) 632-5711 (代表)

